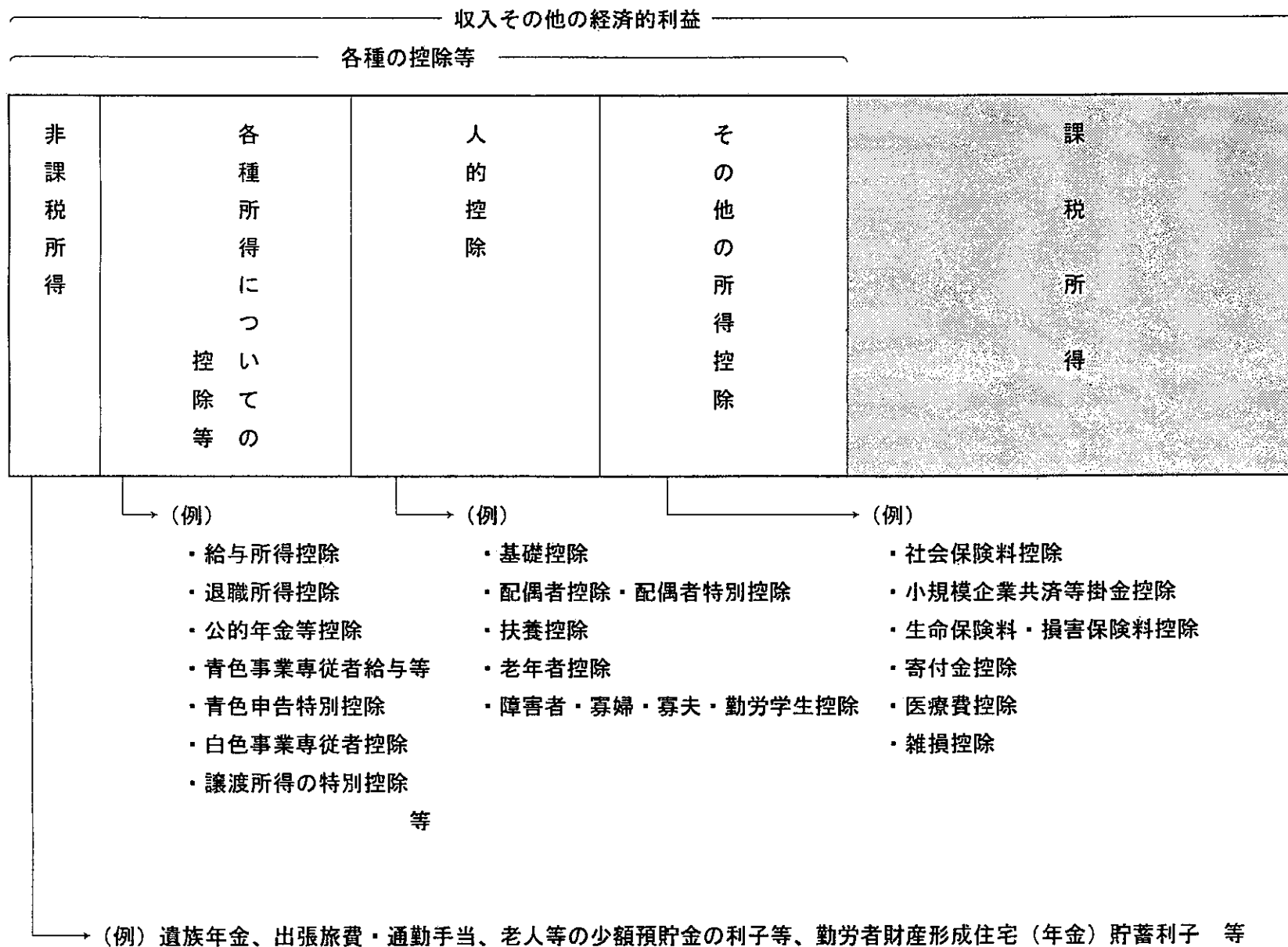


課 税 ベ ー ス

課税ベース（イメージ図）



課税最低限の内訳及び算出方法（平成11年分以降）

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	年 少 扶 養 控 除	特 定 扶 養 控 除
(1,304千円)	(267千円)	(380千円)	(380千円)	(380千円)	(480千円)	(630千円)
給与収入 3,821 千円						

（注）夫婦子2人の場合（子のうち1人は年少扶養親族（16歳未満）に該当し、1人は特定扶養親族（16歳以上23歳未満）に該当）

$$\begin{array}{rcl}
 X & - & (X \times 0.2 + 540,000) - X \times 0.07 - 2,250,000 = 0 \\
 \text{給与収入} & & \text{給与所得控除} \quad \text{社会保険料控除} \quad \text{基礎控除} \\
 & & \text{配偶者控除} \\
 & & \text{配偶者特別控除} \\
 & & \text{扶養控除}
 \end{array}$$

これを解くと $X \approx 3,821$ 千円

課 税 最 低 限 の 内 訳

(夫婦子2人の給与所得者の場合 3, 821千円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	年 少 扶 養 控 除	特 定 扶 養 控 除
1,304千円	267千円	380千円	380千円	380千円	480千円	630千円

(夫婦子1人の給与所得者の場合 2, 857千円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	年 少 扶 養 控 除
1,037千円	200千円	380千円	380千円	380千円	480千円

(夫婦のみの給与所得者の場合 2, 095千円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除
808千円	147千円	380千円	380千円	380千円

(独身の給与所得者の場合 1, 107千円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除
650千円	77千円	380千円

日本と主要諸外国の所得税の課税最低限（未定稿）

（夫婦子2人の給与所得者の場合）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	3, 8 2 1 千円	2 1, 5 3 3 ドル	6, 3 0 5 ポンド	6 0, 5 8 9 マルク	1 6 2, 7 1 7 フラン
円 建	3, 8 2 1 千円	2, 5 4 1 千円	1, 2 1 1 千円	4, 0 5 9 千円	3, 2 5 4 千円

（夫婦子1人の給与所得者の場合）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	2, 8 5 7 千円	1 8, 7 8 3 ドル	6, 3 0 5 ポンド	4 9, 4 6 6 マルク	1 4 0, 6 0 9 フラン
円 建	2, 8 5 7 千円	2, 2 1 6 千円	1, 2 1 1 千円	3, 3 1 4 千円	2, 8 1 2 千円

（夫婦のみの給与所得者の場合）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	2, 0 9 5 千円	1 2, 7 0 0 ドル	6, 3 0 5 ポンド	3 5, 4 2 5 マルク	1 1 8, 5 0 4 フラン
円 建	2, 0 9 5 千円	1, 4 9 9 千円	1, 2 1 1 千円	2, 3 7 3 千円	2, 3 7 0 千円

（独身の給与所得者の場合）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	1, 1 0 7 千円	7, 0 5 0 ドル	4, 3 3 5 ポンド	1 8, 9 5 5 マルク	7 4, 2 9 6 フラン
円 建	1, 1 0 7 千円	8 3 2 千円	8 3 2 千円	1, 2 7 0 千円	1, 4 8 6 千円

（備考）

1. 日本は、夫婦子1人の場合は16歳未満の子が、夫婦子2人の場合は特定扶養親族に該当する子と16歳未満の子がいると仮定しており、扶養控除額の加算（10万円、5万円）を織り込んで計算している。
2. アメリカは、夫婦子1人の場合はその子を、夫婦子2人の場合は子2人のうち1人を16歳以下として計算している。
3. 諸外国は平成11年8月現在の税法に基づく。換算レートは、1ドル＝118円、1ポンド＝192円、1マルク＝67円、1フラン＝20円。

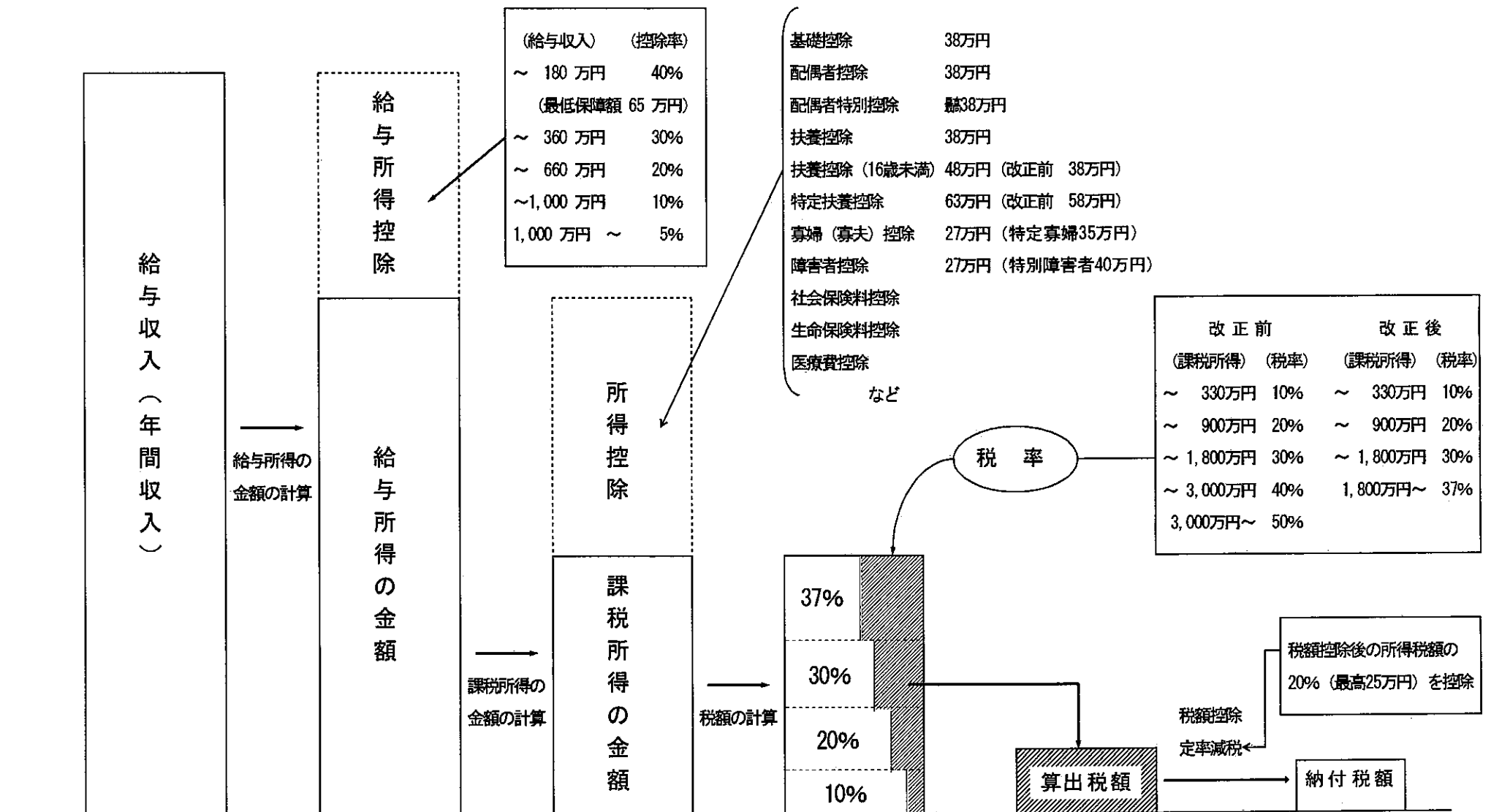
所得税・個人住民税の人的控除等一覧

(単位：万円)

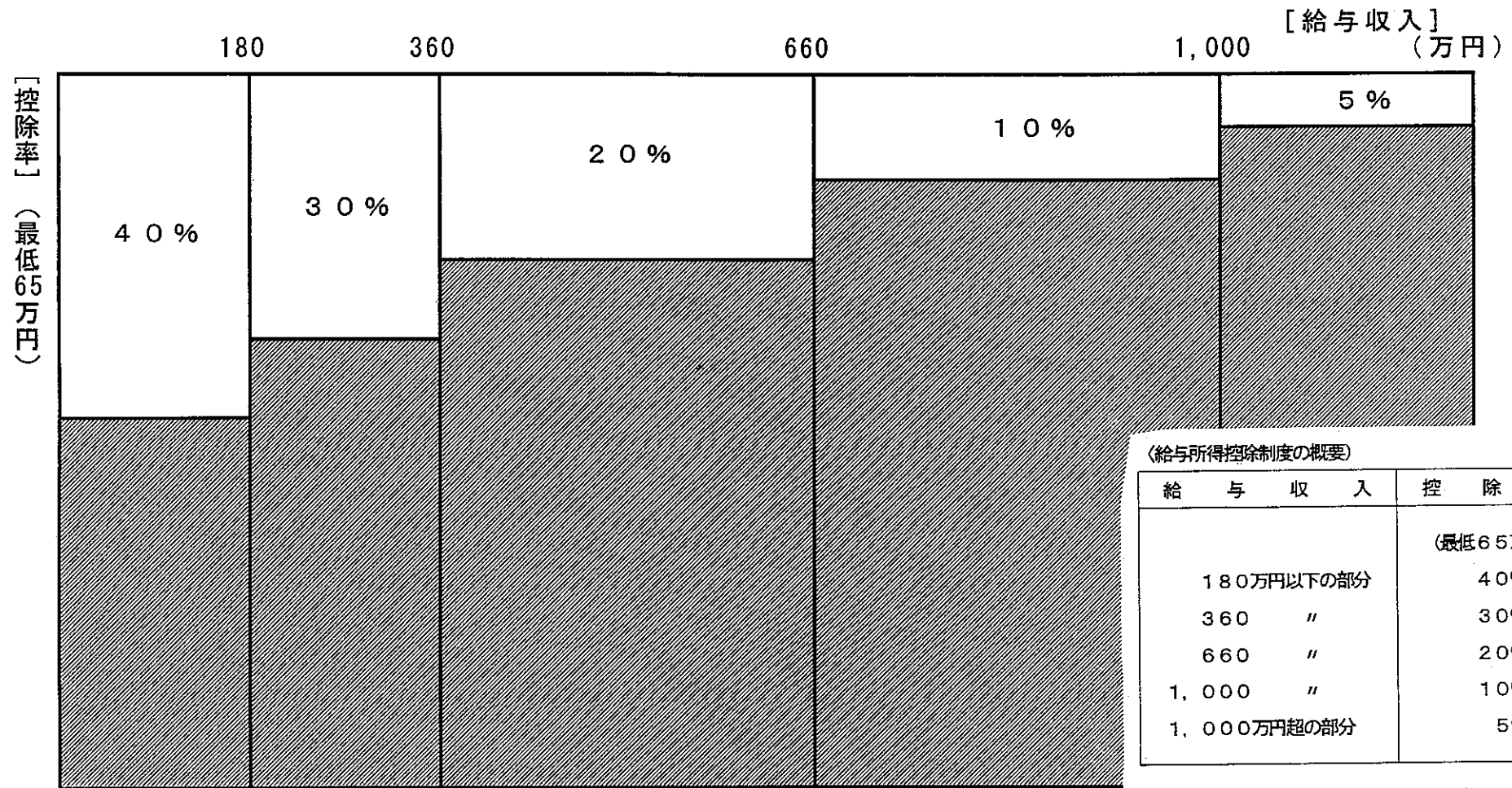
項 目		所 得 税	個 人 住 民 税
基 礎 控 除		3 8	3 3
配偶者控除	イ 控除対象配偶者	3 8	3 3
	ロ 老人控除対象配偶者（70歳以上）	4 8	3 8
配 偶 者 特 別 控 除		最高 3 8	最高 3 3
扶 養 控 除	イ 扶 養 親 族	3 8	3 3
	ロ 年少扶養親族（16歳未満）	4 8	3 3
	ハ 特定扶養親族（16歳以上23歳未満）	6 3	4 5
	ニ 老人扶養親族（70歳以上）	4 8	3 8
同 居 老 親 等 加 算 同 居 特 別 障 害 者 加 算		+ 1 0 + 3 5	+ 7 + 2 3
老 年 者 控 除		5 0	4 8
障 害 者、寡 婦、寡 夫、勤 労 学 生 控 除		2 7	2 6
特 別 障 害 者		4 0	3 0
特 定 の 寡 婦 加 算		+ 8	+ 4
白 色 事 業 専 従 者 控 除	配 偶 者	8 6	8 6
	配 偶 者 以 外	5 0	5 0

(注) 個人住民税については、平成12年度分から適用される。

給与所得者の所得税額計算のフローチャート



給与所得控除（イメージ図）



〈給与所得控除制度の概要〉

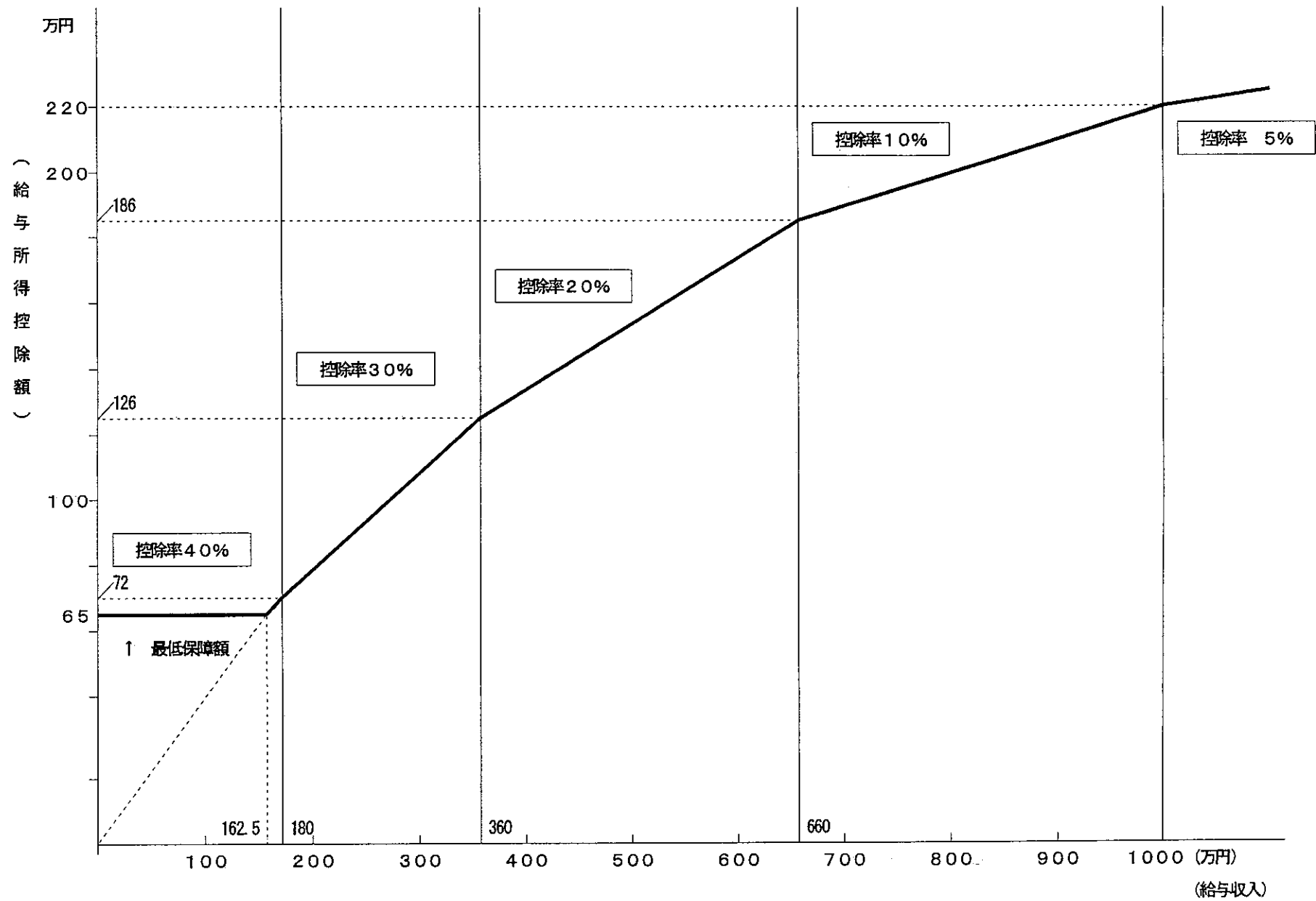
給与収入	控除率
	(最低65万円)
180万円以下の部分	40%
360 "	30%
660 "	20%
1,000 "	10%
1,000万円超の部分	5%

〈給与総額に対する給与所得控除総額の割合〉

給与総額 (A)	給与所得控除 総額 (B)	割合 (B/A)
235.7兆円	67.0兆円	28.4%

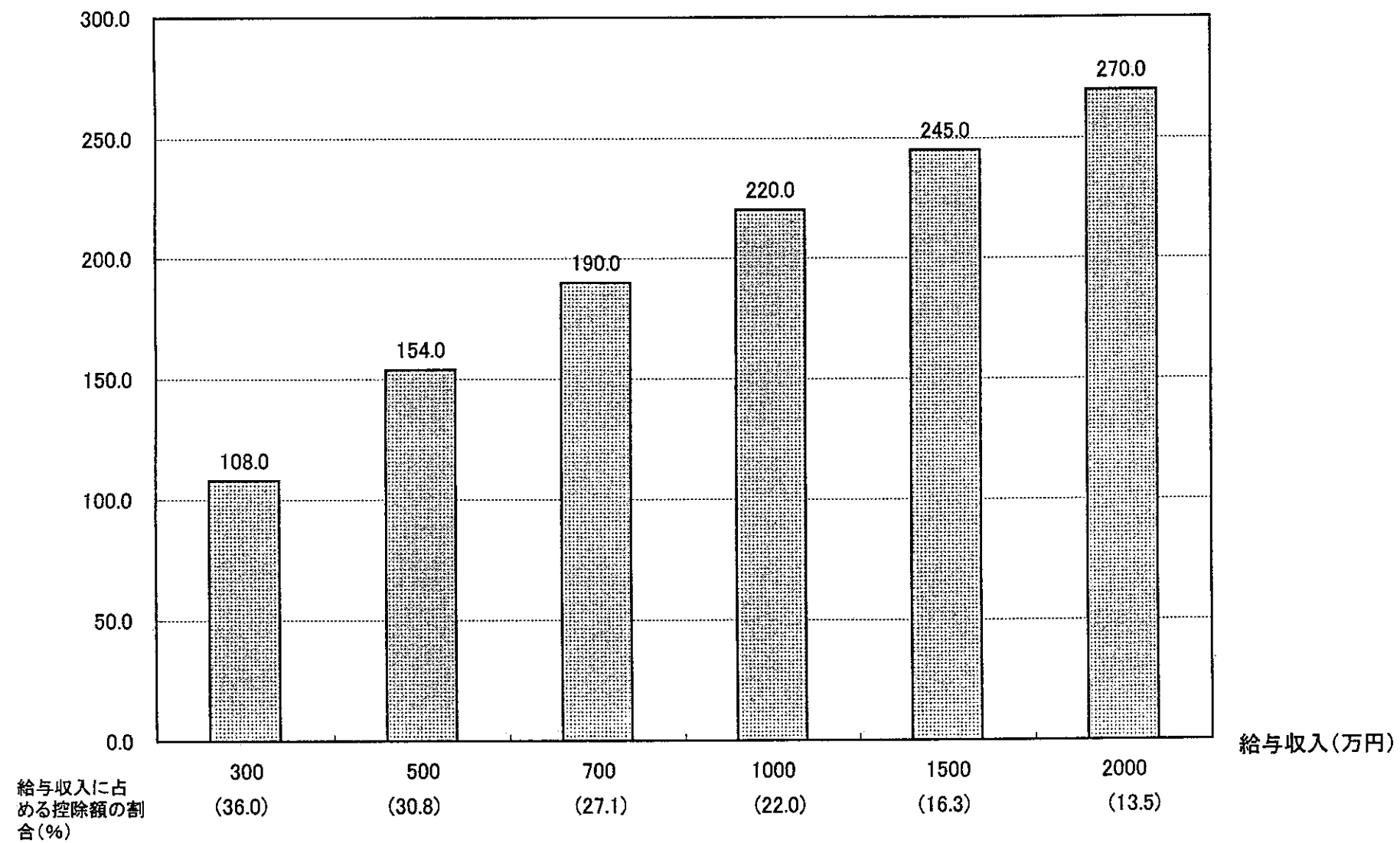
(薪 11 年 11 月 1 日 現在 概算)

給与所得控除制度 (給与収入に応じた給与所得控除額)



給与収入に応じた給与所得控除額

控除額(万円)



給与所得者の必要経費等についての各国の制度の概要（未定稿）

日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
○ 給与所得控除 180 万円以下の部分 40% （最低65万円） 360 万円以下の部分 30% 660 万円以下の部分 20% 1,000 万円以下の部分 10% 1,000 万円超の部分 5% （注）なお、通勤費等特定支出の額が給与所得控除額を超える場合は、その超える部分につき、特定支出控除が認められる。	○ 必要経費については、実額控除が認められる。 （注）実額（項目別）控除は給与所得者の必要経費のほか、以下のような職務以外の個人的な経費についても認められる。 ・医療・歯科費用 ・寄付金 等 ○ また、これらの実額（項目別）控除すべてに代えて所得からの概算控除の選択が認められる。 （夫婦共同申告の場合） 7,200ドル（85.0万円）	○ 必要経費については、実額控除が認められる。 （注）実額控除は、以下の要件を満たすものに限り認められる。 ・適格旅費（注：通勤費は認められない。） ・上記以外で職務遂行上必要不可欠な費用で、その全額が職務遂行を唯一の目的として支出されるもの	○ 被用者概算控除 2,000マルク （13.4万円） （注）上記に代えて実額控除の選択が認められる。	○ 必要経費概算控除 所得金額の10% 最低控除額 2,310フラン （4.6 万円） 最高控除額 77,460フラン （154.9 万円） （注）上記に代えて実額控除の選択が認められる。 ○ なお、必要経費概算控除または実額控除に加えて当該控除後の所得に対して20%の給与所得控除が認められる（上限あり）。

（備考）邦貨換算は次の率による。1ドル＝118円、1マルク＝67円、1フラン＝20円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成10年12月から平成11年5月までの実勢相場の平均値）

給与所得者の特定支出控除

(1) 制度の概要

給与所得者が特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超えるときは、給与所得の金額は給与等の収入金額からその給与所得控除額及びその超える部分の金額を控除した残額とすることができる。

(2) 控除の対象となる特定支出の範囲（5項目）

項 目	内 容
○ 通勤費	通勤のために通常必要な運賃の額
○ 転任に伴う転居のための引越費用	転任に伴う転居のために通常必要な運賃、宿泊費及び家財の運送費の額
○ 研修費	職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修費
○ 資格取得費	職務に直接必要な資格を取得するための費用（弁護士、公認会計士、税理士等の資格取得費を除く。）
○ 単身赴任者の帰宅旅費	転任に伴い単身赴任をしている者の帰宅のための往復旅費（月4回を限度とする。）

(3) 適用手続

確定申告書に特定支出の額の支出に関する明細書や勤務先の証明書を添付するとともに、その額を証する領収証等の書類を添付し、又は提示する。

主要国における給与所得者を対象とした必要経費申告制度の概要（未定稿）

項 目	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
実額控除の認められる 経費の範囲				
(1) 旅 費	自己が負担した職務上の 旅費に限る。	左に同じ。	左に同じ。	左に同じ。
(2) 通 勤 費	控除を認めない。	左に同じ。	控除を認める。 ただし、自動車等による 移動の場合には、一定の限 度で控除を認める。なお、 公的交通機関を利用する場 合は、勤務先から支給を受 ける通勤費用手当は、非課 税。	控除を認める。 ただし、30km以遠から通 勤している者は、そこに居 住することが合理的な事情 によることを立証した場合 に限る。
(3) 衣 服 費	特殊な職業に従事する故 に着用を命ぜられ、かつ通 常の場所では着用されない 衣服の費用に限り控除を認 める。 例：消防士、警官の制服	職業上必要とされる特殊 な衣服の費用に限り、控除 を認める（この場合一定の 控除率が労働組合と当局と の間で協議されて決められ るのが慣例である。）。	職場でのみ着用される職 業用の衣服の費用に限る。 通常衣服は、職場で着用 されるものであっても控除 を認めない。 例：作業服、ヘルメット	特別な衣服を必要とする 職業に限り控除を認める。 例：芸人の衣装、ウェイタ ーの制服、作業服
(4) 交 際 費	雇用主が負担を要求した ことを証明した場合のみ控 除を認める。	原則として控除を認めな い。	取引観念上適当であり、 かつ、その理由と額が書面 により証明されるものは、 支出額の80%を限度として 控除を認める。	職務の遂行上必要なもの に限り控除を認める。

(5) 研 修 費	雇用主の要求若しくは法令の要件を満たすため、又は職務上必要な技能の維持向上を目的とする研修費用に限り、控除を認める。	ある一定の職業訓練にかかる費用に限り控除を認める。	現在の雇用に関し、職業上の要請に応じるために必要な知識を習得するための費用に限り控除を認める。	職業上の資格を得るための費用、又は学位論文の準備、印刷に要する費用は控除を認める。
(6) 職業上の図書の購入費	雇用主の要求がある場合又は職務上必要な定期刊行物の講読費について控除を認める。	原則として、控除を認めない。	専ら職務の遂行上必要な専門書、専門雑誌に限りその購入費の控除を認める。	職業上必要な書籍等の購入費は控除を認める。
(7) 職業上の団体の会費	職業上の団体の会費、労働組合費は控除を認める。	一定の職業上の団体に限り控除を認める。なお、労働組合費は、控除を認めない。	営利を目的としない職業上の団体（学会、労働組合等）の会費は、控除を認める。	労働組合費は控除を認める。
(8) その他控除の認められる主な経費	転勤費用、外勤セールスマンの経費等		職業上家族と離れて二重生活をしている者について、帰省費（週1回分だけ）等、二重生活の為のやむをえない支出について控除を認める。	職業上利用する自動車の減価償却費、接待費など。

フリンジ・ベネフィット課税

——現物給与等(フリンジ・ベネフィット)の取扱いの概要

- 給与は金銭で支給されるのが普通であるが、金銭以外の「物又は権利その他の経済的利益」をもって支給されることがある。通常これを「現物給与」と呼び、金銭給与と区別している。

所得税法においては、金銭による収入のみならず、「物又は権利その他の経済的利益」による収入も各種所得の収入金額としてとらえることとしているので、原則として、この現物給与も、給与所得の収入金額に含まれることになる。

- 所得税法及び租税特別措置法の法令や所得税基本通達では、右のような現物給与等について課税しないこととされている。

主な例

項 目	現 行 の 取 扱 い
① 通勤用定期乗車券	1か月当たり100,000円までの通勤用定期乗車券
② 制服	職務の性質上制服を着用しなければならない人に支給される制服その他の身回品又はこれらのものの貸与を受けることによる利益
③ 技術の習得等のための金品	職務に直接必要な技術又は知識を習得させるための費用に充てるものとして支給する金品で適正な金額のもの
④ 結婚祝金品等	使用者から雇用契約等に基づいて支給される結婚、出産等の祝金品で、その金額が社会通念上相当と認められるもの
⑤ 永年勤務者の表彰記念品等	おおむね10年以上の勤続者を対象として支給等をしたもので、社会通念上相当と認められるもの
⑥ 創業記念品等	創業記念品等でその処分見込価額が10,000円以下のもの
⑦ 商品、製品等の値引販売	取得価額以上で、かつ、通常の販売価額のおおむね70%以上の価額で値引販売する商品等
⑧ 食事の支給	給与所得者がその食事の価額の2分の1以上を負担し、かつ、使用者の負担額が月額3,500円以下のもの
⑨ 貸与住宅(杜宅)	使用者が役員又は使用人に貸与した住宅等(いわゆる豪華役員杜宅を除く)に係る経済的利益で一定の算式により計算した家賃相当額を徴収しているもの
⑩ 用役の提供等	事業として行っているサービスの提供や保養所などの福利厚生施設を利用したことによる経済的利益
⑪ レクリエーション費用の負担	社会通念上一般に行われているレクリエーション行事の費用を負担したことによる経済的利益
⑫ 低利融資等による利益	給与所得者(役員を除く)に対する住宅用家屋又はその敷地の購入資金の低利融資等による利益など一定の要件を満たすもの

給与所得の源泉徴収制度の概要（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス
源泉徴収の有無	○	○	○	○	×
年末調整等	年末調整を行う。 （原則としてその年最後に 給与等の支払をする時）	年末調整の制度はない。 源泉徴収を受ける納税義務 者も納税者番号制度の下で 確定申告を行う。	支払者は、給与の支払の都 度、累計所得税について税 額を計算して過不足を調整 する。（年度末に年末調整 をする必要なし）	年末調整を行う。 （翌年3月まで）	

（ 参 考 ）

給与所得以外の源泉徴収の対象となる所得	・ 利子、配当等 ・ 公的年金等 ・ 報酬、料金等等	・ 退職年金給付（注） - 企業による退職プラン - 個人退職勘定（IRA） - 生命保険契約 等 ・ 一部とばく賞金 ・ 納税者番号を提示しなかった場合等の31%の裏打ち源泉徴収あり	・ 利子 ・ 著作権・特許権の使用料等	・ 利子 ・ 配当等	・ 源泉分離課税を選択した利子
---------------------	--	---	--	---	---

（注）公的年金給付についても納税者の選択により源泉徴収とすることができる。

退職所得の課税方式

他の所得と区分して次により分離課税

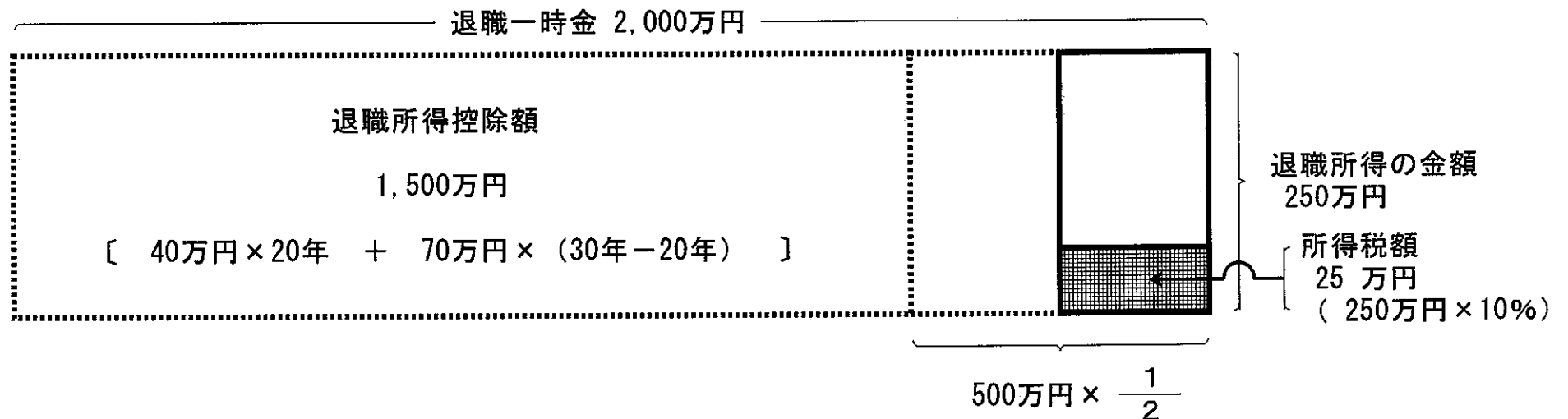
$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額}$$

勤続年数20年まで 1年につき40万円 | 勤続年数20年超 1年につき70万円

$$\text{退職所得の金額} \times \text{税率} = \text{所得税額}$$

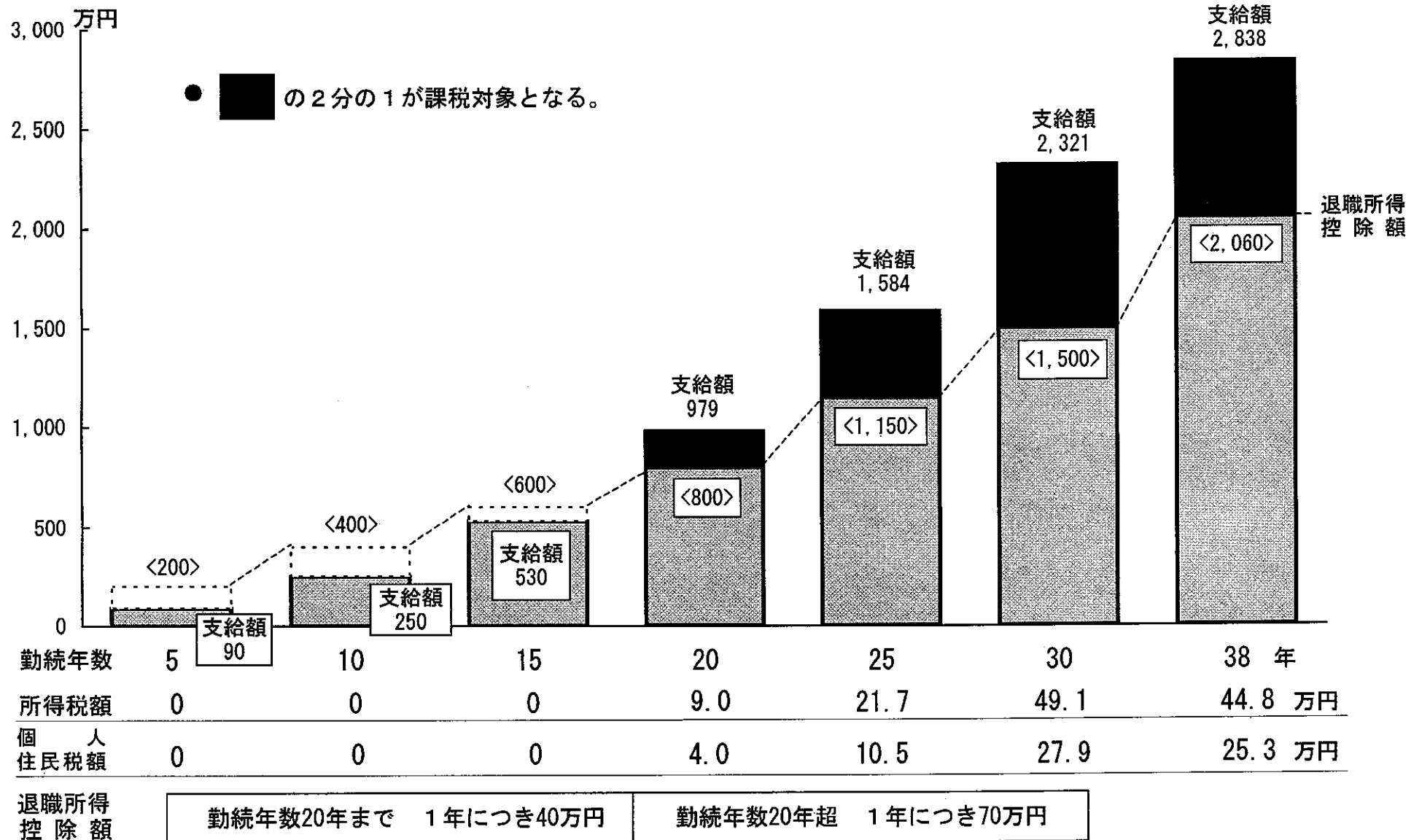
課税所得金額	税率	控除額
330万円以下	10%	—
900 "	20%	33万円
1,800 "	30%	123 "
1,800万円超	37%	249 "

(例) 勤続年数30年の場合



モデル退職金の支給状況と退職所得控除額、所得税額・個人住民税額

(退職金支給額)



(注) 上記のモデル退職金は、大卒、事務・技術労働者、男子、会社都合による退職を前提としたものである。

(中央労働委員会「平成9年退職金、年金及び定年制事情調査」)

各国における退職金課税（未定稿）

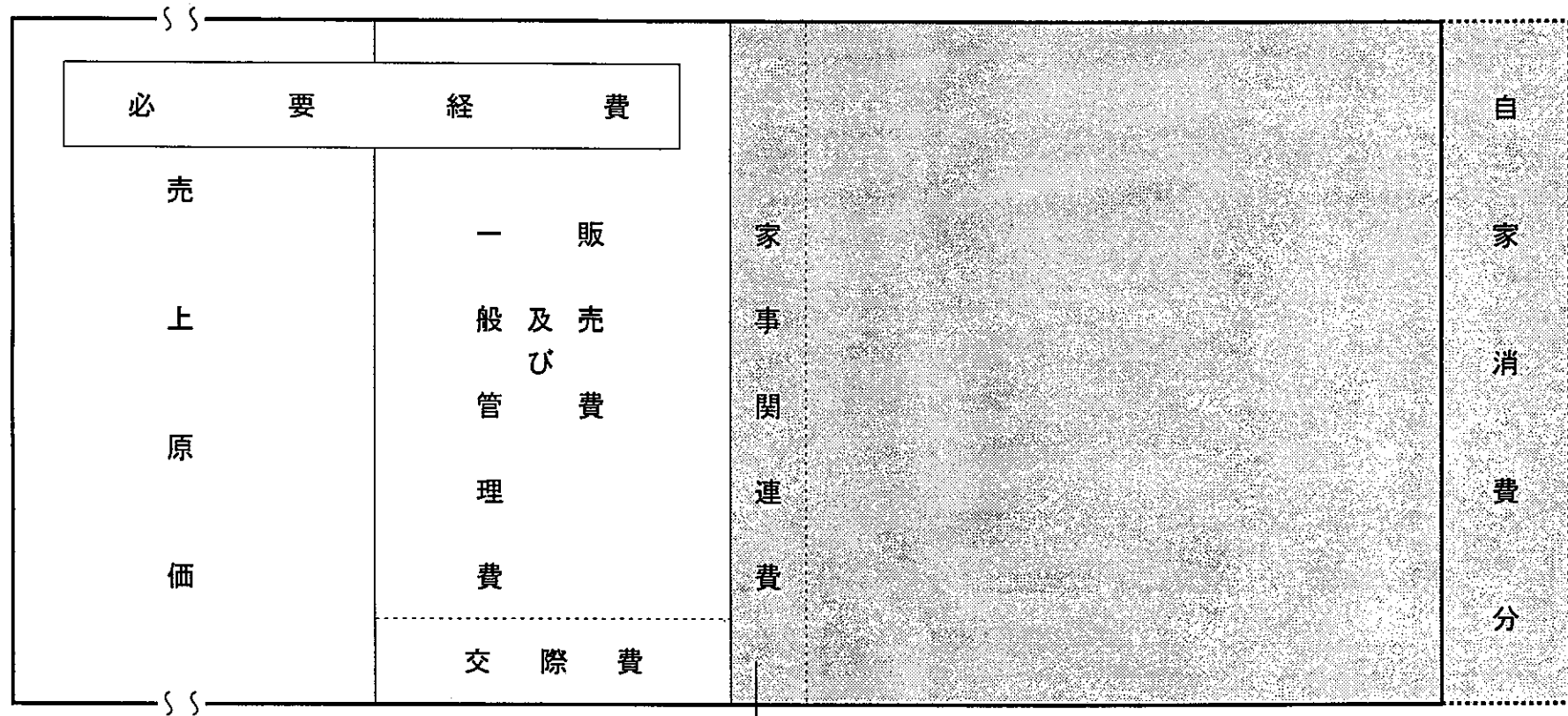
アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税。 生涯に1度5分5乗等の所得計算の特例措置が認められる。 （注）1999年までの時限措置	課税。 30,000ポンド（576万円）の控除が認められる。	課税。 退職金の3分の1に他の所得を合算し、計算した所得税額から、他の所得のみで計算した所得税額を引いた額の3倍を退職金に係る所得税額とする。	課税。 生涯1度に限り2万フラン（40万円）の控除が認められる。

邦貨換算率は、1ポンド＝192円、1フラン＝20円。

事業所得（イメージ図）

事業所得計算上の収入金額

売上げ等収入



→ (例) 水道光熱費（日常生活使用分）

減価償却費（家屋の住居部分、自動車の自己使用分等）

固定資産税（住居部分）

等

事業所得者に係る各種控除

白色事業所得者 (事業所得)	事業収入金額(売上)						申告納税
	必要経費	専従者(配偶者)白色事業控除 86	専従者(子供)白色事業控除 50	基礎控除 38	社会保険料控除等	課税所得	

青色事業所得者 (事業所得)	事業収入金額(売上)						申告納税	
	必要経費	専従者給与(青色事業)配偶者への給与※	専従者給与(青色事業)子供への給与※	青色申告特別控除 45	基礎控除 38	社会保険料控除等		課税所得

※ 給与所得控除適用あり

利用者1人当たりの平均専従者数 1.3人

専従者1人当たりの平均給与額 204万円(注)

(参考) サラリーマン(給与所得者)の場合

給 与 收 入 金 額						課 税 所 得	源泉徴収（天引き）
給 与 所 得 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	配 偶 者 控 除	扶 養 控 除	基 礎 控 除	社 会 保 険 料 控 除 等		
（最低65万円）	38	最高38	38	38			

(注)「申告所得税の実態」(平成9年分)による。

青 色 申 告 の 特 典

イ 青色申告特別控除

(イ) 45万円の青色申告特別控除

- ・ 複式簿記による記帳
- ・ 貸借対照表・損益計算書の添付

(ロ) 10万円の青色申告特別控除

ロ 引当金・準備金

ハ 償却の特例

ニ 棚卸資産の評価の特例

ホ その他の所得計算の特例

(イ) 現金主義による所得の計算

(ロ) 青色事業専従者給与の必要経費 算入

ヘ 純損失の取扱いの特例

(イ) 純損失の繰越控除

(ロ) 純損失の繰戻し

ト 税額控除の特例

チ 手続の特例